

小値賀町議会12月第2回会議は、平成26年12月25日午前10時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 10名

1	番	近	藤	育	雄
2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	末	永	一	朗
5	番	土	川	重	佳
6	番	小	辻	隆	治
7	番	浦		英	明
8	番	岩	坪	義	光
9	番	伊	藤	忠	之
10	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 6番 小辻隆治郎
(午後から欠席)

議 事 日 程

小値賀町議会 12月第2回会議（通年議会、試行中）

平成26年12月25日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 伊藤忠之議員 ・ 近藤育雄議員 ）
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 発議第7号 小値賀町議会議員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第78号 小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第79号 平成26年度小値賀町一般会計補正予算（第4号）

追 加 議 事 日 程

第 6 発 議 第 8 号 小値賀町債権管理条例案

午前 10 時 00 分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

ただいまから、平成 26 年小値賀町議会 12 月第 2 回会議を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、9 番・伊藤忠之議員、1 番・近藤育雄議員を指名します。

日程第 2、会議日程の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本 12 月会議の日程は、本日 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、平成 26 年小値賀町議会 12 月第 2 回会議は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、発議第 7 号、小値賀町議会議員定数条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

松屋議員

2 番（松屋治郎） ただいま議題に供されました発議第 7 号、小値賀町議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、提案の趣旨をご説明いたします。

小値賀町議会は「行動する議会」「町民と共にある議会」「政策を提案する議会」を目指し、出前議会、議会と語ろう会、青空議会等を開催し、議会活動に積極的に民意を反映させようと努めているところであります。そのような中、出前議会において 3 年間という長きに亘り、各地区の住民の皆さまより、議員定数・議員報酬への問題提起があつているため、誠意を持って早急に民意に答えたいと思つております。報酬に関しましては、特別職報酬等審議会にて検討され、据え置きとの答申を受けており、これを尊重したいと思つております。定数につきましては平成 19 年に 10 名に削減していますが、人口減少に歯止めがかからず、平成 19 年度に比べ 598 人減少し、1 議員に対しても 60 名の減少となっております。また、町の基幹産業である水産業を中心とした漁業者をはじめ町民の所得が減少しており、税の滞納者、滞納額の増加が目立ってきております。このような中、平成 25 年の決算審査報告で、「本町は小規模自治体で

財政基盤も脆弱であり、今後も規律ある財政の運営のため慎重を期することを望む」と指摘されております。小規模自治体の厳しい財政事情の中では、住民の理解と協力を得て行財政改革をはじめ議会の役割の向上を図る必要があります。まさに今、小値賀町議会が目指している「町民とともにある議会」づくりであります。議会が合議体として体を為すには、3人以上は必要とされております。また小値賀町議会は常任委員会10名体制ですので、これを維持する場合は、定数2名減の8名とするためには、2名が2つの委員会を兼ねることとなります。財政事情を考え、民意に答え、町民の理解と協力を得て少数精鋭のもと小値賀町の維持発展に努めるべきとし、小値賀町議会議員定数を8名とする条例案を地方自治法第112条の第1項及び小値賀町議会会議規則第14条第1項の規定により、本案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同をお願いをいたしまして、提案の趣旨説明とさせていただきます。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 07 分 —
— 再 開 午 前 10 時 08 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

質疑はありませんか。

宮 崎 議 員

3番（宮崎良保） 提案者に質問をいたします。

今、8名にすることで産業建設常任委員会と総務文教厚生常任委員会を兼務させようということ、8名にしようということでありました。しかし今、私達の議会においては様々な問題が山積をしております。例えば今、小値賀町以外の町村においては小値賀町にない問題というのはありません。小値賀町だけが抱える問題が多数あります。それは航路問題、あるいは国境問題、漁業の産業問題。こうしたことについてですね、2つの委員会を兼務させるということは非常に難しいような気がしますけども、その辺、どういった組織でどういった運営をさせる考えをしているのか、伺います。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） まずは少数精鋭ということで、4人で頑張りつつですね、今後においては住民サポーターの制度導入とか、員外の町民の方々の活用によりまして、まさに町民とある議会づくりを行うことによって、それをカバーできるんじゃないかと思っております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3 番 (宮崎良保) 今、住民サポーターということが出てきました。確かに全員協議会の中で、そういった関係で協議が行われたことも実際あります。しかし今、現状です、出前議会等において、そんなに私達に協力をしている住民が多いのでしょうか。笛吹地区では2、3人の参加者しかいない状態の中で、どうして私達が「住民サポーターとして協力してください」と言って参加してくれる人がいるとお思いになりますか。私はこういったことを先にです、今のうちにサポーター制度を作って、その後に議員を減らしてもいいのじゃないかという気がしますけども、その辺の考えはないか、伺います。

議長 (立石隆教) 松屋議員

2 番 (松屋治郎) これは3年ぐらい前から出前議会というものも開催しておりますし、町民の意見も聞く中で今回の問題も提起されたというようなことで、やっぱり住民の問題意識に対して誠意を持って答えることが、今後の協力を得るために必要ではないかなというふうな感じを持っておりますし、町民とともにある議会を目指すならば、まずそこら辺からしっかりやっていくべきだと考えております。そういうことで、まずは町民の民意を反映させたことで、自分たちがそれに対して一生懸命取り組む姿勢を見せてこそ、初めて町民も協力してくれるものと確信しております。

議長 (立石隆教) ほかにありませんか。 土川議員

5 番 (土川重佳) 私はですね、この人口減少に伴う議員定数削減ということがありますけども、やはりこの小値賀の島を、12年間私が議員としてずっと感じていることですが、ただ松屋さんのおっしゃるとおり人口に対して議員の数が多いということは、甚だもう頭に入っております。しかし今言う国会や長崎県や、ずっと視察等々やってきましたけども、やはり私が思うには、人口が減るから議員さんも減らさない、それは分かりますよ。しかし誰がここで小値賀の人口を本当に止めるのか、今こそ仕事ばするべきじゃなかろうかと私は思うんですね。やはり人口が減ったけん議員も減らせ。そうすればどげんなつか、ということにつきましては、私は座して死んじゃなかつかつち、この小値賀ん島はね、それじゃいかんけん、やはり私はここでやっぱりもう1度、皆さん10名でも一生懸命、10名でも足りないぐらいであると私は思います。やはりここで皆で、ほんとの小値賀の島の存続を考えた場合に、やっぱりやるべきではなかろうかと。一生懸命ここで私はやりたいんですね。そういうことから、私は今回の議員定数はちょっと早いんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

議長 (立石隆教) 松屋議員

2 番 (松屋治郎) 一般的に議員または委員会が議員定数を改変しようとする場合には、人口、面積、財政力及び町の事業課題ならびに類似団体における議員

定数の調査比較、町民または学識経験者からの意見の聴取等により客観的な判断に基づいて提案されるものということで、今回提案いたしました。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 末永議員

4番（末永一朗） 松屋議員にお尋ねいたします。

我々は今から議会条例も作って、それから総合計画の中も抜粋して来年から取り組んでいこうという考えを持つとし、それからまた国会は国会で地方創生事業をやるということになれば、今まで以上に仕事が増えてくると思います。そしてまた、それを活用して町の活性化につなげていかなければならぬうちゅうの中にですね、今10名体制でやってる中でも結構、町民から「議員は何ぼしょっとか」と言われるような存在じゃあるけん、そういう中で8名になった時にですね、それを10名以上に働けるようなシステムを本当に作れるのか。そこら辺が心配でありますので、果たしてそれが大丈夫でしょうか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） そもそもの議員活動というのがですね、これは今後の町村議会のあり方と自治制度に関する研究会の資料の一部ですけど、今までは市町村議員におきましては片手間議員が多かったと。しかし今後は、片手間では議員活動はできなくなるだろうということにおいて、より専門的な高い優れた人が望まれるというようなことで、我々議員としては、仕事の内容は専門的見地、行動時間、活動範囲、住民意見の多様化への対応、これらができるようになることが望まれておるわけでありまして、少数精鋭であったら、やっぱりそれをこなしていくためには、そういうことをちゃんと自分なりに勉強していかなければならないということも、私、真っ先に自覚があったもんですから、一応、自分たちが身を切って初めて、それに対する努力する意思を表示したいということの思いから、今回、提案いたしております。

議長（立石隆教） 末永議員

4番（末永一朗） まあ、気持ちも分からんでもありませんが、結局ですね、今まで我々が取り組んできた中で、人口も3,500というふうにやってきました。これからもそれはまたなお一層増やしていかならんと思うとですたいな。そういう中で結局、10人でやってきたことで、常任委員会も開いてきたのが、そこら辺で反省する面もあるし、それが8人体制になったら、おそらく今まで以上に、1ヶ月にもう15日は議会に出てくるようなことになるっと思うとですよ。そこら辺は心構えできて、大丈夫でしょうか。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） 先程から言っているように、やっぱり今後あるべき姿としては、片手間じゃなくて専業して、これに専念できる人を育てるという意味です。やっぱり定数を減らして、その代わり議員報酬は減らすと、やっぱり専

任で議員活動をする人がいなくなるというような問題もあるというような、書物からそういうふうな知識を得たもんですから、じゃあ定数を減らして自分たちが一生懸命やる姿を見せれば、町民の皆さんもやっぱり協力も得られるものと信じておりますし、それを活用することによって不足を補えるんじゃないかというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **宮崎議員**

3番（宮崎良保） 今、私達が片手間でやっているというようなお話をしました。その中で、今まで松屋さん議員本人が、この4年間どういった活動をしているのか伺います。今、私達は総務文教厚生常任委員会で7項目の重要な案件に取り組んでおります。12月の議会でもた3つの議題を賜りました。これで9つです。これを5人で今、やろうとしています。早急に総務文教厚生常任委員会を開催したいんですけども、こういった状況でできない状況にあります。私達はこれが今後ですね、これを産業建設常任委員会と兼務するといった時に、それは到底、私はできないだろうと。できないというよりも、モチベーションが上がらない。やる気がしない。そういう状態になりやせんだらうかという気がするわけですね。そういった面で、兼務した時に各議員さんがですね、一生懸命やれるかどうか。確かに松屋さんの思いは分かります。公約であったことも分かります。ですので、ほんとは協力したいという気は山々なんですけども、やはりそういった不安がある以上、どうしても賛同できないっちゃうことがありますので、その辺の解釈をどう考えているのか伺います。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） 小規模自治体であるがゆえに、逆に町民との一番近い位置にあるというようなことで、一生懸命やってる姿を町民が理解してくれれば、町民の協力も得られると思っておりますし、また各委員会において課題がいっぱいあるのは分かっております。しかしこれも、何もかもやろうと思えば結局は何もできない。じゃあ1つ2つに優先順位を絞って、まあ1つ2つじゃないでしょうけど、優先順位を絞ってやっていくということも大事なことになるんじゃないかと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **末永議員**

4番（末永一郎） 小値賀町はやっぱり1次産業の島であるがゆえに、我々の産業建設常任委員会は重要な存在になると思っております。それで私もその中に存在して4年間、常任委員会の時間というのは、数時間かけて委員会も開いておりません。そういう中でですね、これから常任委員会はいろいろと課題も多い中で開いていかねばならないと思っております。それで今、松屋議員は委員長をしておりますが、これから先、やはりそういったものを踏まえて「私はやります」っちなような決意のほどがあればその言葉を伺います。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） 確かにですね、私も不慣れな面もある、勉強不足の面もあります。だから、しかし会議をするにあたって、会議の資料を集める段階からやっぱりいろいろ勉強をせねばいけないと思っておりますので、自分たち自体はいろいろ、個人的に調査もしたり調べたりはしています。それで、会議を決めてもその時に他の議員の皆さまから「俺はこういう勉強をしてきたんだけど、こういうことはどうか」というような問題もあまりありませんでした。それで自分は「ああ、俺一人宙に浮いとんのか」という感じも持っております。しかしながら自分では、この小値賀の産業振興のためにはどうかせにやいかんと踏まえてはおりますけど、結果としては芳しくはありません。しかしながら、自分なりに努めていかにやらんということは充分自覚させていただいております。今まで足りない部分も、今後は頑張っていかなければと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 松屋議員にお尋ねしますけれども、今度の定数問題につきましては、いろいろ議論してまいりました。お互いに意見の違うところもあります。しかしながら、本当に議会の運営、そしてまた委員会の運営を考えた時に、本当にできるのか。そしてまた予算審議とか行政のチェック機能、監視機能もですね、8人で維持できるのか。そしてまた今後、市町村合併が10年ぐらい終わって、これからの10年がね、小値賀町にとって重大な時期なんですね。それはもう、松屋議員も確かに承知しておりますし、本人も一生懸命頑張ると言っておりますので、これからの小値賀町を10年間でどのようにして考えているのか、その点をお尋ねしてですね、それとこの議員定数の削減は、これは財政問題とは関係ありませんので、そこら辺は勘違いしないようにしてください。これからの決意をですね、松屋君が、松屋議員が、これからやるという決意を充分に語って、私どもを説得するように、提案者として上手に説明してください。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） この議会活動においてですね、議員の皆さまが問題意識をひとつにして、皆が同じ方向を向かっていくのであれば、少々難しい問題でも解決できるんじゃないかと。だから、その以前には問題意識のあり方、同じ方向を向いて「やろうぞ」というような意思の統一、ここら辺が私には足りないような思いであります。今後は何をやるにしても、皆が決めたことは同じ方向を向いて皆が努力するというのであれば、可能なことだと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮崎議員

3番（宮崎良保） 私は、小値賀町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論をいたします。

今、各産業などの多様な意見を取り上げて議論する場でありながら、今後の若い担い手や女性の議員の出馬の機会を狭めていくのではないかと、大きな問題がここにあるかと思えます。今、小値賀町は人口減少や産業の低迷など山積する問題が山積み状態の中で、1つでも多くの意見が必要な折、議員定数削減とあると、小値賀町の担い手にとって議会の回数が多くなり自分の仕事に支障をきたすようになる。このような中で、どうして議員になって皆のために頑張ろうという人が出てくるのでしょうか。今必要なのは、各産業や各世代間の人々が議員となって、山積する問題に対して真剣になって立ち向かうことであり、私たちがその門戸を狭める行為をなすことは、将来の小値賀にとって負の遺産を残すことになりはしませんか。町民の多くの声とありますが、その内容は人口減少と財源のことだろうと思えます。

財源については、全員協議会でも言ったように、基準財政需要額から基準財政収入額の75%を差し引いた額で地方交付税が交付されており、仮に収入額が減ったとしてもその分は地方交付税が補うということになっております。何ら心配することはありませんし、現状においても町の借金は減少しており、かつ財産である基金は確実に増えている状況の中で、何が財政問題なのでしょう。

人口問題に対しても、長崎県の中では一番小さな町です。しかし抱えている問題は他の町村に比べて、航路問題、漁業を中心とした産業の問題、2次離島の活性化の問題、更には国境離島ゆえの問題など、他の町村にはない多くの問題があります。単に人口比で議員数の配置には問題があるかと思えます。今、私達はそのような問題に本当に直視しているのでしょうか。今、一生懸命取り組んでいるという議員が何人いるのでしょうか。現状を見ることのできない状況の中で、議員だけを減らすことの危険性を考えたことがありますか。今一度、頑張りますか。小値賀のために。終わります。

議長（立石隆教） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

浦議員

7番（浦英明） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

全国自治体で議員定数5名が1自治体、6名が8自治体、7名が11自治体、8名が69自治体があります。定数削減による議会機能の低下を招くことは許されませんが、「町民と共にある議会」を充実し、議員として町民の付託に答える必要性を強く認識すべきであります。小値賀町議会は「行動する議会」「町民と共にある議会」「政策を提案する議会」を目指し、出前議会、議会と語ろう会、青空議会等を開催し、議会活動に積極的に民意を反映させようと努めて

いるところであります。そのような中、出前議会において各地区住民の方々より議員定数等の問題提起があつているため、誠意を持って民意に応えたいと思つています。報酬に関しましては、特別職報酬等審議会にて検討され、据え置きとの答申を受けており、これを尊重したいと思つています。

定数につきましては、議会が合議体をなすには 3 人以上が必要とされていますが、私はぎりぎりのところ 6 人だと思つています。6 人や 8 人で委員会の構成ができるのかとの意見もありますが、2 名が 2 つの委員会を兼ねる、あるいは 1 委員会でも実施できるのではないかと模索する必要もあるのではないかとこのように思つております。小値賀町の財政力指数は 0.09 で、全国 1,765 自治体中 1,743 位の下から 12 番目で、脆弱な財政状況であります。これは平成 26 年度の指数によるものであります。小規模自治体の厳しい財政事情の中では、住民の理解と協力を得て、行財政改革をはじめ議会の役割の向上を図る必要があります。まさに今、小値賀町議会が目指している「町民と共にある議会」づくりであります。また財政事情を考え、民意に応え、町民の理解と協力を得て、小値賀町の維持発展に努めるべきであります。

したがいまして私は、発議第 7 号、小値賀町議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、賛成いたします。

以上で、討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。 **近藤議員**

1 番（近藤育雄） 賛成討論です。

私は、発議第 7 号、小値賀町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で討論させていただきます。

議会も議員も厳しい時代を迎えました。議員定数を削減するということは、議会・議員にとって厳しい事態に直面することになるというのは自明の理であり、議会力の低下、議会が機能不全に陥るのではないかとこのことも、十分に承知しております。議員定数の削減によって政策提言機能、監視機能の低下を招いてはいけませんが、住民が議会運営に積極的に参加することにより、議会力を低下させることなく議員定数の削減も可能となります。そして小値賀町のような小規模自治体は、住民に近い議会という長所があります。住民参加型という手法を採ることで、この人的なハンディは必ず克服できます。

また小値賀町議会はこの約 4 年間、議会改革に邁進してまいりました。公聴会や地区回りでの議会報告会、各種団体との意見交換会などの実施による町民からの意見収集を行いました。そして、このたびマニフェスト成果賞を受賞した、町民を巻き込んでの議会版総合計画案づくり及び現在取り組んでいる議会基本条例の策定などです。一気に住民参加型の手法を採ることは無理かもしれませんが、その下地は、もはや出来上がつているものと思つています。それまでは

少数精鋭のもとで、創意工夫を持って常任委員会のあり方などを充分検討、討議、議論し、未知の領域へチャレンジする覚悟が必要です。

なお本件につきましては、でき得れば全会一致での可決が望ましく、議員皆さまのご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 7 号、小値賀町議会議員定数条例の一部を改正する条例案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

発議第 7 号、小値賀町議会議員定数条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立多数です。

したがって、発議第 7 号、小値賀町議会議員定数条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 78 号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 改めまして、おはようございます。

ちょうど議会開会中ということで、12月の5日にお願いをしたばかりでございますけども、今回急ぐ案件がございましたので、ご提案をさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

議案第 78 号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明をいたします。

今回の条例改正は、本年 4 月から消費税 8% になったことに伴うものでございまして、町内の経済状況や高齢者の状況を考えますと、し尿汲み取り料金を値上げすることは不本意ではありますが、消費税改定に伴い下水道料金を本年 4 月に値上げした関係上、し尿汲み取り料金との均衡等を考慮し、8%の消費税率での料金改定を行うため、本条例案を提案するものでございます。

平成 18 年以来、値上げを控えておりましたが、国会解散により 1 年半にわたり 8%の据え置きが確定しましたことと、3 月議会の改正では周知期間が確保できないことから、急遽本案をご提案した次第でございます。

内容でございますが、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。別表ですけども、廃棄物処理手数料について、消費税 5%から 8%に改定した料金となっております、従来の 10 リットル当たり 64 円を 2 円値上げし 66 円にするものでございます。

なお附則として、この条例施行日を平成 27 年 4 月 1 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

積極的な議会、先程言ったとおりです。

質疑のない議案はありませんよ。しっかりやってください。

ありませんか？

伊藤議員

9 番（伊藤忠之） し尿処理の手数料、これは 10 トンにつきと書いてますんですけど、10 トンの内容…、10 トンが値段の基準になったのかどうかの説明をお願いします。

議長（立石隆教） 今のところ 10 リッターですかね。

9 番（伊藤忠之） あ、これリッターか、すみません。リッターとして、せっかく質問したんでお願いします。

議長（立石隆教） 伊藤議員、もう 1 回質疑してください。最初から。

伊藤議員

9 番（伊藤忠之） 先程はすみません。これは 10 リッターということで、計算しやすいような 10 リッターと書いてるんでしょうけども、ちょっと私が先程、勘違いしまして 10 トンと申しましたんで、これでちょっと聞きそこなったのかなど、私がちょっと勘違いで申し訳ないんですが、10 リッターとした基準ですね、それを、まあ多分分かってると思うんですけど、説明をお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

大体計算上は 1 リッターで 6.4 円とか 1 リッターで 6.6 円とかっていう、まず計算の仕方をやるんですけども、まずその端数をできるだけ分かりやすくですね、10 リッター当たりっていう表示をしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。町長

町長（西 浩三） ちょっと補足をさせてもらいますけども、分かると思うんですけども、まあメーターの関係もありますしちゅうことだと思いますんで、ご理解をお願いします。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。浦議員

7番(浦 英明) 今回、約2円近く上がっておりますけども、大体平均的…いろいろ大きさもあろうと思っておりますけども、大体金額にしてですね、例えば1,000円あるいは2,000円、3,000円について2円上がるというようなことでもあれば、いくらかと、そういった平均的なものでいいですけども、どのくらいぐらいのリッター、要するに金額的にどのくらいになるのか。そして今回上がった2円をプラスすれば大体どのくらいぐらいの差が生じるのか。そこ辺りが分かればお尋ねします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

大体し尿の汲み取りの数量としましては、大体2人の一般世帯、例えば夫婦2人の世帯だと1回ですね、大体500リッターのタンクを据えてると思うんですけども、おおよそ470リッターを1回で汲み取ってるようです。大体そのくらいです。それを年間大体3.5回ぐらい汲み取っております。そういうことで計算しますとですね、現在のリッター当たり6.4円、10リッター辺り64円ですけどリッター当たり6.4円、これで計算しますと1万528円程度になります。そして6.6円に上げた場合は、1万857円になります。で、2人世帯当たりの年間としましては329円程度上がるような想定をしております。それでこの上がった料金の年間の収益としましては、420世帯程度考えられますので15、6万程度の増収というふうになります。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 46 分 —

— 再 開 午 前 10 時 47 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

質疑ありませんか。

浦 議員

7番(浦 英明) 消費税が上がった折にですね、下水道やったですかね、水道やったですかね、あの時に私、聞いたんですけども、その時の説明では周知するのに暇がかかるつちゅうことで早めに上げたということやったんですけども、私とすれば9月でもあるいは12月でもいいんではなかろうかという、そういうような質問をしたわけなんですけども、今回、こうして12月の会議に上がってきておりますけども、この理由についてお尋ねします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

先程、町長のほうからも提案理由の中で、消費税が年を明けてから10%に上がるだろうと、私たちはちょっと予想してたんですけども、1年半程度伸びたということで、まずは今年の4月、消費税が上がってから水道料金と下水道料金

の消費税に伴う値上げを行っております。そういう中で水道料金とか下水道料金を上げて、更にし尿汲み取り料を上げるっていうのが、なかなか、一般町民の皆さんにもかなりの負担をかけるかなと思ってですね、一応 10%の時に検討しようかなと考えておりましたけれども、こういうふうになつたものですから、下水道料金との均衡を考えますとですね、実際下水道料金が、前回上げさせていただきましたが、先程の 2 人の一般世帯で大体 360 円程度上がっております、年間でですね。そういうことで、し尿の汲み取り料も年間、計算しますと 329 円ということで、大体均衡が取れるんじゃないかなということで、今回上げさせていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 78 号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 79 号、平成 26 年度小値賀町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 79 号、平成 26 年度小値賀町一般会計補正予算（第 4 号）について、ご説明をいたします。

先の 11 月 25 日に一般会計補正予算（第 3 号）をご承認いただいたばかりでございまして、26 年度中の水産関係の補助事業の追加照会がございまして、26 年度中に執行したほうが補助率が高いということもありまして、補正予算（第 4 号）を組まさせていただいたところでございます。

今回の補正予算案の内容としましては、農林水産業費県補助金の新生水産県ながさき総合支援事業補助金を活用しまして、マグロ養殖漁業を営んでおります株式会社薩摩丸の所有する漁船 2 隻分のソナーの新設など、設備充実のために補助を行うもの及び大島分校の石垣修理費計上がその内容でございます。

予算書 1 頁第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 818 万 7,000 円を増額し、補正後の一般会計予算総額を 30 億 1,630 万 7,000 円とするものでございます。

事項別明細書 7 頁をご覧ください。

歳入では、9 款、1 項、1 目・地方交付税は、特別地方交付税 177 万円を増額し、補正後の交付税を 16 億と 914 万円としております。

14 款・県支出金、2 項・県補助金、4 目・農林水産業費県補助金、3 節・水産業費補助金は、新生水産県ながさき総合支援事業補助金で 641 万 7,000 円を計上。補正後の県補助金を 1 億 9,690 万円としております。

8 頁歳出では、5 款・農林水産業費、3 項・水産業費、2 目・水産業振興費、19 節・負担金、補助及び交付金 748 万 7,000 円の計上で、長崎県の補助金の執行残を優先的に交付していただき、町も一部を補助するものでございまして、補助の割合は県が 6 割、町が 1 割、個人 3 割でございます。これによりまして、補正後の 3 項・水産業費 2 億 5,201 万 5,000 円としております。

9 款・教育費、2 項・小値賀小学校費、1 目・学校管理費は、大島分校グラウンド周辺の石垣が崩壊しており、70 万円の修繕料を計上。補正後の小学校費を 1,531 万 4,000 円としております。なお、施工は小離島でもあり、年明けてから業者が民間の工事をするタイミングに合わせて施工してもらう計画にしております。

以上、補正予算の内容をご説明いたしました。よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 9 款・地方交付税

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 14 款・県支出金

ありませんか。

宮崎議員

3 番（宮崎良保） このたび、新生水産県ながさき総合支援事業補助金としてき

ておりますけれども、この内容について、この金額についてこちらから、小値賀町から申請したのか、あるいは長崎県のほうから「ありますから、どうですか」というような言われ方をしたのか、どうですかね。伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（永井克宜） お答えします。

シイラ漬けとですね、マグロ養殖業を営んでいる薩摩丸株式会社のほうからこういう取り組みをしたいという照会がございまして、県のほうに照会しましたところ、補助の金額もまだ残っているということで、今年度中にするようにいたしました。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第5款・農林水産業費

浦 議員

7番（浦 英明） 先程、歳入でも聞かれましたけれども、この歳出のところで改めてまたお尋ねします。さっき2つの分を言っていましたけど、ソナーの分とそれから大島分校の分と。それぞれどのくらいなのか、金額についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 大島分校のほうは、第9款ですね。

それは後でまた言ってください。

5款について、農林水産業費

産業振興課理事

産業振興課理事（永井克宜） ソナーが2台、1台500万で1,000万円。あと魚槽の改装費。採捕したマグロの稚魚を入れる魚槽を改装する費用として69万6,000円でございます。そのうちの7割が補助になります。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） この補助対象者とすれば、先程、個人的な名前を出しましたが、株式会社薩摩丸だと。これは中核的漁業者という意味合いでの対象者ですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（永井克宜） おっしゃるとおりでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

近藤 議員

1番（近藤育雄） その関連ですけれども、ソナーは、今、改装工事とかちよつと言ってはいたけど、魚槽の。新設ですか。取替えですか。それともうひとつ、マグロの養殖については、以外と町民、情報を持ってないので、養殖の現状について。それと今後、町としてどのような支援…やっぱり製品としては非常にいい目の付けどころなんで、どういった支援の構想を持っているかをお尋ねいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（永井克宜） お答えします。

ソナーにつきましては新設でございます。魚槽につきましても、新たな取り組みですね、クロマグロの稚魚をソナーで見つけて採捕して、今までよりサイズが大きいクロマグロの稚魚を活用するというので、これも新たな取り組みということで支援するというのでございます。クロマグロの養殖につきましては、いろいろ、国のほうでも採捕尾数の規制とかあってますけども、小値賀町のほうでは養殖尾数の上限が 355 尾と決められております。その 355 尾の中でですね、小さい稚魚を採捕して養殖をスタートするのではなくて、それより大きいサイズを採捕して支援するという内容でございます。町としましてもクロマグロの養殖につきましては、尾数の制限とかありますけども、輸送コストの支援とかもしておりますし、販売する時ですね、支援する内容がございましたら支援していきたいと思っております。

議長（立石隆教） 近藤 議員

1 番（近藤育雄） もう少し関連になりますけども、今現在 355 尾ですかね、上限だということですけども、まあそれはそれで。今、小値賀で養殖されているのは何匹ぐらいおるのかというのは把握されておりますか。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（永井克宜） すみません、まだ把握しておりません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 宮崎 議員

3 番（宮崎良保） ソナーが 2 つで 1,000 万ということで、かなり大きな金額の補助となります。これを私的に融資っちゃうか、援助するというのでございますけれども、どういった効果を望んでいるのか。小値賀町に経済効果が求めない限り、私的な企業に援助するということは、ちょっと、それ相応の計画がないと難しいのではないかと思うんですけども、小値賀町に対しての経済効果がどのようになるのか。雇用を増やすのか、あるいはその情報を他の漁船に知らせる情報源として活用するのか、その辺のあり方を伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（永井克宜） お答えします。

この個人支援の補助事業につきましては、要件がいくつかあります。その要件の 1 つとしまして、事業計画期間 5 年間において雇用創出や地元漁協の生産、売り上げ向上と地域水産業への貢献が認められることという要件がございます。薩摩丸につきましては、結構大きな人数の雇用もありますし、この取り組みによって水揚げのアップとか従業員の給料アップ等にも繋がるものと思われまので、認めたいというものでございます。

議長（立石隆教） 宮崎 議員

3番（宮崎良保） 大体分かりました。せっかくそのソナーという高額な情報源を今から設置するわけですがけれども、やはり金子水産等々が前方湾で稚魚を捕ってますよね。それに斑の漁民とか何とかが一生懸命捕ってきて、そこに活かしてますよね。その辺の情報源として、このソナーを活用することができないのかですね。やはり、せっかくあるならば効果的に、一般の漁民に対しても「どこにいるよ」だとか情報源を流して、効率的に上げることができれば、小値賀のためになるのかと思いますけども、その辺の考えはどうか。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（永井克宜） お答えします。

ソナーで魚群を見つけるという過程においては、同じ時期に斑の漁業者の方とか作業しているようであれば、無線で連絡をしてもらって、「ここで今、魚群がいます」とか、そういう横の連携でお互いに収益力、収入を上げるという方法もありますので、そこはそのような体制を築けるようにしていただきたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

近藤議員

1番（近藤育雄） 何度もすいませんけど。マグロの今の現状、何匹いるのかということなんですけども、一応、こういった支援とか補助を回すということになれば、ある程度、行政が現状の状況は知っておかなくちゃならないと思うんですよ。まあ毎日毎日匹数が変わるんですけども、各年度ごとにですね、どれだけの漁をやっているのか、雇用の場でもありますんで、そういった把握をする必要は定期的にあると思いますけども、その点、考え方はいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（永井克宜） 近藤議員の今のご指摘につきましては、ごもつともだと思いますので、匹数把握につきましては随時行っていきます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第9款・教育費

教育費、ありませんか。浦議員、ありませんか。浦議員

7番（浦英明） 先程は違うところで質問して申し訳ありませんでした。

修繕料について、大島分校云々と言っていましたけども、詳しい内容をお尋ねします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

大島分校の敷地内、北東側のちょうど校舎敷地の角っこに当たるんですけど、

約 15 平米において石垣が崩落をいたしております。小離島でありまして、復旧工事を行うためにかなりな輸送コストがかかる関係がありまして、どうしてものかということで、実際的には当初予算に上げるように予定をいたしておりますところ、提案理由の説明で町長もおっしゃいましたけど、年明けに民間の発注事業で大島のほうに業者が入ると。その機会を見計らってやることによりまして、重機の関係の搬送等が 100 万以上かからないという利点があるということで、今回、その時期を見計らってやることによりまして、経費の削減に努めて、島民の安全を早く確保しようという予算計上であります。

議長（立石隆教） 浦 議員

7 番（浦 英明） 私の聞き間違いか分かりませんが、100 万以上の、その重機の搬送にかからないので、そういった利点があるというふうに聞きましたんですけど、そこをもう 1 度、確認の意味でお尋ねします。それとですね、この石垣等については以前、私、聞いたことがあるんですけども、技術者がいないので、例えば宇久島あたりから呼んでやるとかいうふうに聞いたんですけども、その業者選定っちゃうのはどういうふうに考えてるんですか。この 2 つについてお尋ねします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 先程の答弁の中で、次年度の当初予算に計上予定であったと申しましたけども、その際、業者から見積もりも取っております。それと今回、建設課のほうで見積もっていただきました。その際の運搬コストで 100 万以上、正式には 120 万程度のコスト軽減に繋がるということでございます。

2 つ目の業者選定につきましては、長年、小値賀で建設業を営んでいるところが入る予定ですので、一応、そういった工事は過去にも経験のある業者ですので、その業者に対応していただこうと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 近藤 議員

1 番（近藤育雄） 当初予算で計上する予定もあったということなんですけども、発生したのはもう相当前なんです、それからすると。それと発生した原因がちょっと気になるんです。野崎あたりではイノシシによる崩壊、崩落とかいうことはありますけども、大島の場合、イノシシは多分いないと思うんで、自然崩壊なのか、そういった災害崩壊なのか、その発生時期と原因について知っておきたいと思っておりますのでお願いします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

この大島分校の石垣の崩壊につきましては、ごく小規模な崩壊がこの 5 月の 22 日に 1 回起きております。その後 8 月 18 日に、先程言いました約 15 平米の崩壊があります。5 月の 22 日の小規模につきましては、かなりな大雨の日であ

りました。8月の18日におきまして、雨天の日でありました。

以上です。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第79号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第79号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 13 分 —
— 再 開 午 後 3 時 00 分 —

（伊藤議員、議長へ条例案、提出）

議長（立石隆教） 再開します。

お諮りします。

ただいま、伊藤議員から発議第8号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

発議第 8 号を日程に追加し、追加日程第 6 として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

(追加議事日程表及び条例案、配付)

— 休 憩 午 後 3 時 00 分 —

— 再 開 午 後 3 時 01 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

追加日程第 6、発議第 8 号、小値賀町債権管理条例案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

伊 藤 議 員

9 番(伊藤忠之) 発議第 8 号、小値賀町債権管理条例案の趣旨説明を行います。

町税等の滞納に関する調査特別委員会の報告書にもあるように、債権に関する処理や手順などを規定した「債権管理条例」の制定を行うことと、「滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例」の制定も合わせて提言を行っております。また、9 月会議においても町長に対して、「小値賀町債権管理条例案」と「滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例案」を、平成 25 年の決算審査が行われる本会議までに提出することを強く求める決議も提出されております。さらに、平成 25 年度の監査委員の決算審査の意見書においても、債権管理条例等の基本となる滞納整理に関する条例、また規則等の整備が急がれるとし、賦課の公正と納税義務に理解を求める適正な滞納整理を行うべきであるとしております。

このような経緯を踏まえても、未だ執行部からの「債権管理条例案」が提出されない中で、議会としては今会期中 12 月 26 日までには、議会から「債権管理条例案」を提出するとし、今回、地方自治法第 112 条第 1 項及び小値賀町議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、本条例案を提出するものです。

条文につきましては、お手元に配付した条例案のとおりです。

第 1 条(趣旨) から第 13 条(委任) までとし、附則としては、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、趣旨説明を終わります。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長(立石隆教) これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

近藤議員

1番(近藤育雄) 私は、伊藤議員から提出されました発議第8号、小値賀町債権管理条例案に賛成の立場で討論させていただきます。

いつ何時発生するか予測できない税や使用料等、町の債権の滞納については、その発生から回収まで法に定められた規定に基づき、最低限の労力で全額回収することが基本であります。しかし刻々と変化する社会情勢の中で、滞納の発生を未然に防ぐことは困難であり、担当者及び担当課は「滞納は発生するもの」という認識を持って、日々の業務に当たらなければなりません。

今回25年度の決算において300万円に迫る不納欠損額が計上され、議論に多くの時間を費やしましたが、議会はこれを認定いたしました。また、決算時点での滞納総額は、一般会計・特別会計合わせて約3,260万円が同時に計上されており、今後の滞納整理業務の膨大さを伺い知ることになりました。監査委員の意見書の中で、「債権管理条例、滞納整理マニュアル等、滞納整理に対する条例や規則の整備が急務である」との指摘がなされております。不納欠損額の計上が公になるこの時期をとらえ、町民に対して「これからは債権管理条例を制定し、法令や条例等を遵守した滞納整理をきちんと進めていきます」という決意を示すことが重要だと思います。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第8号、小値賀町債権管理条例案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

発議第8号、小値賀町債権管理条例案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、発議第8号、小値賀町債権管理条例案は、原案のとおり可決さ

れました。

以上で、12月第2回会議に付議された案件の議案は全部終了いたしましたので、平成26年小値賀町議会12月第2回会議を閉じます。

お諮りします。

今定例会は、通年議会の試行実施に伴いまして、会期の決定を明日12月26日までとしているところですが、付議された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって、平成26年小値賀町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午 後 3 時 8 分 閉 会 —